

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する  
小平市立学校の対応について

1 体調管理について

これまで行ってきた児童・生徒の毎日の検温結果などの学校への報告は、行わないこととしますが、引き続きご家庭において児童・生徒の健康状態の把握に努めるようお願いします。

2 欠席の取り扱いについて

「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止基準（R5.5.8～）」に基づき対応いたします。

(1) 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、出席停止となります。
- ・出席停止期間は、発症日を0日目として、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでです。
- ・登校を再開する際には、登校届を学校に提出してください。

※ 発症日から10日間が経過するまでは、感染リスクが残存するとされているため、登校を再開される際にはマスクの着用にご協力いただきますようお願いいたします。

(2) 出席停止の取扱いに関する変更点

これまで出席停止として認められてきた以下の場合については、5月8日以降は変更となります。

状 況	これまで	5月8日以降
児童・生徒は無症状で、同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	出席停止	登校可
新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった児童・生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合	出席停止	登校可
発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合	出席停止	欠席

(3) 出席停止が認められる可能性がある場合

①感染に対する不安により登校を控える場合

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止とすることができます。
- ・学校に連絡し、同居家族の状況などを伝えてください。ご家庭の事情について聞き取りさせていただいたうえで出席停止について判断いたします。
- ・登校再開時に登校届の提出は不要です。

## ②医療的ケア児及び基礎疾患児が感染症予防のため登校を控える場合

- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきではないと校長が判断する場合は、出席停止とすることができます。
- ・主治医の見解を学校にお伝えください。主治医の見解を参考に出席停止について判断いたします。
- ・登校再開時に登校届の提出は不要です。

## 3 マスクの着用について

5月8日以降も学校の教育活動においては、児童・生徒に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。

引き続き、児童・生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。